

派遣労働者雇用安定化特別奨励金

(平成24年3月31日までの暫定措置)

1 概要

6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に従事した派遣労働者を、その労働者派遣の期間の終了の日までの間に、無期又は6か月以上の有期（更新有の場合に限ります。）の労働契約を締結して直接雇い入れる場合に、奨励金を支給します。

2 内容

(1) 主な支給要件

- ① 同一の業務について6か月を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けた事業主。
- ② 労働者派遣の期間の終了の日までの間に、派遣先に雇用されることを希望する者との間で期間の定めのない労働契約又は6か月以上の期間の定めのある労働契約を締結し、雇用保険の被保険者として6か月以上雇い入れる事業主。

(2) 支給額

① 支給対象期

対象労働者の雇い入れの日から起算して6か月を経過する日まで第1期

6か月が経過する日の翌日から18か月が経過する日までを第2期

18か月が経過する日の翌日から30か月が経過する日までを第3期

② 受給できる額

期間の定めのない労働契約の場合

事業主	支給額（合計）	支給対象期ごとの支給額
大企業	50万円	第1期25万円 第2期12万5千円 第3期12万5千円
中小企業	100万円	第1期50万円 第2期25万円 第3期25万円

6か月以上の期間の定めのある労働契約の場合（更新が明示されているものに限る）

事業主	支給額（合計）	支給対象期ごとの支給額
大企業	25万円	第1期 15万円 第2期 5万円 第3期 5万円
中小企業	50万円	第1期 30万円 第2期 10万円 第3期 10万円

3 問い合わせ先

上記以外にも支給のための要件があります。詳しくは最寄りのハローワーク又は秋田労働局職業安定部にお尋ねください。